

2019 年社会保障の拡充を求める要望書の回答

1、だれもが安心して医療を受けられるために

1、 社会保障としての国民健康保険を住民本位に運営してください。

(1) 高すぎる保険税を引下げて、所得に応じて払える保険税にしてください。

国保税が高すぎて納められないは実態があります。医療機関を利用できずに病気が悪化する事につながり、手遅れで亡くなる事態も起きています。滞納をふせぐためにも所得に応じて払える保険税水準に保険税率を見直す必要があると考えます。

① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

【回答】平成 30 年度税率改正により、7 割軽減、5 割軽減、2 割軽減と均等割額の減額の幅が拡大され、応益負担の負担軽減に配慮しております。

② 子どもの均等割負担を廃止してください。

【回答】 現在子育て支援として、幼稚園から中学生までの給食費の無償化、さらに高校終了時までの医療費が無料化となっており、児童・生徒に対する支援は手厚くなっています。このことから子どもの均等割負担の廃止は考えておりません。

③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

【回答】

(2) 国保税の減免(国保法 77 条)制度の拡充を行なってください。

この間の国保税の申請減免件数が増加してきましたが、昨年アンケート結果では滞納世帯数が全県で 19 万 7 千世帯に対して申請減免実施は約 5 千世帯の実施であり約 2.5% です。減免制度を十分に機能させる事が重要であると考えます。

① 保険税申請減免の基準を生保基準 1.5 倍に設定するなど、制度を拡充してください。

【回答】 減免制度拡充の考えはありませんが、病気の治療が中断することのないように福祉部門等と連携をはかり、生活困窮等個々の事情に寄り添いながら相談を行っています。

② 災害時の減免基準を拡充してください。

【回答】減免制度拡充の考えはありませんが、病気の治療が中断することのないように福祉部門等と連携をはかり、生活困窮等個々の事情に寄り添いながら相談を行っています。

(3) 窓口負担の軽減制度(国保法 44 条)の拡充を行なってください。

経済的理由により病気であるにも関わらず診療のためらい、手遅れになる事態を避けるようにすることは、住民のいのちを守る重要な課題であると考えます。

① 国保法 44 条による減免は、生保基準の 1.5 倍に設定するなど、制度の拡充を行なってください。

【回答】 滑川町の規則・要綱にもとづき対応することとしております。また、被保険者の方々の事情も考慮し、福祉部局と連携しながら対応しております。

② 申請減免の制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【回答】 申請者の生活状況を把握するため、世帯状況や収入等を申告していただく必要があります。ご不明な点がある場合は、記載方法等ご案内しております。

(4) 住民に寄り添った国保税の徴収を行なってください

地域経済の低迷や税制改正の影響など中小企業や自営業者、農林業などの経営環境が悪化し、国保税などの納税が遅れる状況を引き起こしています。このような時に、滞納処分や保険証の取り上げは受療権を奪うことにつながります。生活に困った場合であっても、あらゆる社会資源や施策を行なう事で、生活を支援し、再び納税者になれることを住民は望んでいます。地域住民と行政の信頼関係を築く対応が重要と考えます。

① 滞納する生活困窮者に生活支援する部署と連携し、住民に寄り添った対応を行なってください。

【回答】適切に運用して納得のいく納税計画を立て、相談に応じております。

滞納処分については督促・催告を期別に行い、また、休日の納税相談を年2回行っております。相談のあった方については、分納という方法もとっております。相談のない方については、預金や給与の差押えを行っております。また、財産のない方や差押え禁止額以下の方は執行停止や不納欠損を行っております。なお福祉部門の生活困窮者自立支援制度の案内を行っております。

② 滞納処分にあつては、差押え禁止のルールを守り、最低生活費は保障してください。

【回答】 差押え禁止のルールを守り、最低生活費は保障しております。

(5) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

2018年のアンケートでは資格証明書が1,000世帯以上に発行され、保険証の窓口留置は4,000世帯以上もありました。保険税の納付の有無に関係なく、国保加入者全員に保険証は交付しなければ、医療機関を利用できない住民が発生します。住民の健康権が侵害されることがあってはならないと考えます。

① すべての被保険者に正規の保険証を郵送すること。

【回答】 国保税の滞納がある場合、税務課において納税相談を実施しています。相談内容により、短期被保険者証または一般被保険者証を交付しております。また、生活困窮等の理由により納税が困難である場合は、健康福祉課福祉担当と連携し生活保護制度への移行の案内も実施しております。

② 窓口留置は行なわないでください。

【回答】 滞納による窓口留置については、あて先不明者以外は実施しておりません。

③ 資格証明書は発行しないでください。

【回答】 資格証明書対象者については、資格証明書を実際に交付する前に、被保険者に

対し弁明の機会を設けております。納税相談に応じていただければ、短期被保険者証の交付や生活保護制度の案内等の対応をしております。

(6) 住民参加の国保運営を行なってください。

国保運営協議会の委員を公募する自治体が増えています。国保運営は、一般財源からの繰入れを行うことから住民の理解は重要と考えます。住民全体を対象に、国保のしくみや現状が良く説明され、理解が得られるように運営していただきたいと考えます。

① 委員を公募制にしてください。

【回答】 運営協議会委員は、滑川町国民健康保険条例に基づき適正に委嘱していきます。

② 公聴会を開くなど市民の意見が十分反映するよう運営の改善に努力してください。

【回答】 国保を運営する上で、幅広く意見を取り入れることは重要であると理解しております。まずは、代表機関である国保運営協議会の委員の意見を反映するとともに、国保事業の安定化を図ってまいります。

(7) 保健予防事業を拡充してください。

健康を阻害する要因は、自然環境の改善とともに、経済的格差や労働環境の改善など多くの要因があると考えます。健康づくりは住民とともに取り組むことが重要と考えます。

① 特定健診の本人負担を無料にしてください。

【回答】 現時点で無料化の予定はありません。

② 実施期間などの延長や健診項目の追加など制度を拡充してください。

【回答】 今年度から集団検診でも眼底検査を導入しています。今後も国の動向を踏まえて、実施期間と健診項目について検討していきます。

③ 住民の健康づくり・保健予防活動の推進をはかるため、保健師を増員してください。

【回答】 来年度は保健師を1名採用予定です。

健康づくり課の保健師に関しては、現在行っている事業に見合った人員で取り組んでいるものと考えます。ただ、当町は人口の増加も続いており、今後の状況についてはその都度適正であるのかの検証を行って生きたいと思えます。また、健康づくり活動の一例として、各地区で自主的に立ち上げた健康づくりグループを支援しており、各々特色のある活動によって健康づくりを行っております。

④ 個人情報の管理に留意してください。

【回答】 滑川町情報セキュリティポリシーに基づき、個人情報の取り扱いには、引き続き注意していきます。

2. 後期高齢者の受療権を保障してください。

ひとり暮らしの高齢者や低所得の高齢者が増えています。経済的理由などによりためら

うことなく、受診につながる対応が重要と考えます。

(1) 滞納世帯であっても資格証明書、短期保険証は発行しないでください。

【回答】 滞納世帯であっても資格証明書、短期保険証は発行しないでください。

現在、埼玉県後期高齢者医療広域連合において、資格証明書の発行については運用上行っておりません。短期保険証については滞納世帯においては発行しているが、滑川町においては発行世帯はございません。

(2) 健康長寿事業を拡充してください。

【回答】 健康長寿事業として、「毎日一万歩運動」や「健康長寿サポーター養成事業」を行っており、また、高齢者の方を含めて運動教室等を行っております。拡充については、他市町村や県の動向を見ながら、担当課同士で連携し、精査していきたいと考えます。

(3) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診を無料で実施してください。

【回答】 現在、長寿健診については自己負担1,000円、人間ドックは20,000円の補助、がん検診については、集団健診における肺がん、大腸がん、胃がん、前立腺がんは自己負担500円、乳がんは自己負担1,000円、個別検診における子宮がん、乳がんは自己負担1,000円、胃がんは自己負担3,000円、成人歯科検診は無料で行っております。基本的には受益者負担の観点から有料での実施を行っており、今後については、他市町村や県の指導を仰ぎながら、担当課同士で連携し、精査していきたいと考えます。

2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

1. 地域支援事業・介護予防事業の財政確保と体制は、自治体が主体者として責任を果たしてください。

(1) 必要な財政確保をおこなってください。

第7期介護保険事業が1年を経過し、地域支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業費は予想どおりに推移していますか。予想どおりとなっていない場合、その事業と内容、原因、対応を教えてください。また、地域支援事業の予算が予想を超えた場合でも必要なサービスは維持してください。

【回答】本町では平成28年4月から総合事業を開始し訪問型、通所型サービスとともに実績値が大きく上回っています。地域支援事業の予算が予想を超えた場合でも補正予算等で対応し個人のニーズに見合ったサービスを維持します。

(2) 地域支援事業・介護予防事業は、委託事業者に頼らず独自の体制をとってください。

地域支援事業・介護予防事業のA類型・B類型の担い手づくりが、それぞれどのようにおこなわれているか、その養成方法と規模、実際の担い手になっている人数と事業の数、今後の推移も教えてください。

【回答】 社協福祉協議会に委託している。生活支援体制整備事業の中で、生活支援コーディネーターを中心に担い手の養成を実施。今までに7人養成し、サロンや配食サービスのボランティアとして活動している。

2、 訪問・通所介護の総合事業は、現行相当サービスを確保するとともに、サービス提供事業所の確保と運営への支援を行なってください。

- (1) 総合事業においては専門家による支援体制を維持した現行相当サービスを確保し、利用者の機能が低下しないようにしてください。
- (2) 介護従事者の処遇を維持・改善し、事業者の経営を安定させるため、介護予防・生活支援サービスの単価については、訪問介護員（介護福祉士、初任者研修終了者などの有資格者）が、サービスを提供した場合は、従来額を保障してください。

【回答】

- (1) 総合事業へ移行後も現行相当のサービスを維持しており、利用者への機能低下がないように努めています。
- (2) サービス単価については、国の基準どおりに実施しており、従来額を保証しています。

3. 高齢者が在宅で暮らすための必要な支援をおこなってください。

- (1) **高齢者の自立支援・重度化防止がいられていますが、高齢者の身体機能向上に重点化した施策に特化しないでください。**

高齢者の身体機能向上は生活のためのひとつの要素となりますが、高齢者の在宅支援のための多方面からの支援策が必要です。自治体の高齢者の在宅支援の重点施策を教えてください。

【回答】 平成 30 年度より自立支援型地域ケア会議を実施し、高齢者の自立を支援するために、地域の多様な専門職の助言を踏まえ、高齢者一人一人の支援方法を検討しています。また、社会福祉協議会と連携し、介護保険サービス以外の介護予防教室の充実、地域の居場所づくり、自主グループ活動の支援や社会資源の充実に努めています。

- (2) **認知症の方、認知症の方にかかわる方への支援を強化してください。**

認知症当事者への支援策として効果を発揮している自治体のとりくみを教えてください。また、認知症の方にかかわる方への支援策で好評なものを教えてください。

【回答】

○高齢者のこころの相談

月 1 回、町内の認知症専門医の協力をいただき、認知症の早期発見や早期治療、また社会参加の促進を図るため、訪問や面接による相談を行っています。

○認知所カフェ（オレンジカフェ）

月 1 回 町内の認知症専門医のいる病院で実施。

病院の専門スタッフや地域包括支援センター、ケアマネジャーなども参加し情報交換や相談できるような場づくりに努め、ミニ講座なども実施しております。

- (3) **在宅生活を保障するための定期巡回 24 時間サービスの拡充をはかってください。**

定期巡回 24 時間サービス提供をおこなうにあたっての課題と、課題克服に必要なことを教えてください。

【回答】 平成 30 年 2 月から町内の医療法人で開始されましたが、利用者の確保が困難となっています。町としては、県の協力を得ながら介護支援専門員や民生委員への勉

強会を開催したり、広報やパンフレットなどを活用して住民への周知を行っています。

4、 介護労働者の人材確保と良質な介護サービスの提供を保障してください。

- (1) 介護労働者の処遇改善について、独自の補助制度を設けるなど施策を講じてください。また、国に対して介護報酬加算ではなく、一般財源による国の責任で処遇改善を図るよう要請して下さい。

介護労働者の人手不足は、介護保険制度の運営の根幹にかかわる問題です。人材の確保と定着に向けた独自の処遇改善施策を行なってください。また、2019年4月より「働き方改革関連法」の施行にともなう労働時間上限規制や年休の計画取得などが実施されます。法令遵守の徹底と、事業主への法律施行にともなう具体的相談援助をおこなってください。

【回答】 国の責任による処遇改善、制度充実について町からの働きかけは難しい状況です。「働き方改革関連法」の施行に伴う有給休暇の取得義務化、残業時間の規制等、県や関係団体の実施している事業について周知を実施してまいります。法律施行にかかる町独自の具体的相談援助は行っておりませんが働き方改革の推進に向けた労働管理に関する課題等の相談は「埼玉働き方改革推進支援センター」において行ってまいります。その他の相談については個別協議をしてまいります。

- (2) 介護職種の技能実習制度活用は、慎重に対応してください。介護分野での技能実習制度および特定技能実習制度の利用状況を把握してください。

技能実習制度は、先の臨時国会でも外国人労働者の「人権侵害」問題が取り上げられています。また人手不足現場の低賃金、長時間労働を改善しないまま、安く使える労働者を増やすものとして懸念されます。介護労働現場は、認知症の方への対応など専門的なアプローチが必要です。利用者にとっても不都合が起きかねない技能実習制度は、慎重に対応してください。

【回答】 外国人の技能実習につきましては外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律に基づきガイドラインが策定されており町としても適正に実施されるよう周知に努めているところです。

- (3) 介護労働者へのハラスメント防止策の徹底をおこなってください。

介護労働現場におけるハラスメントは、使用者と労働者、利用者、利用者家族などで起こりえます。ハラスメント防止策としておこなっていることを教えてください。

【回答】 介護労働現場でのハラスメントは非常に深刻なものであり介護労働者離職の要因ともなっています。町では介護現場における利用者や家族等によるハラスメントの実態を伝えるとともに、事業者として取り組むべき対策などを示すことにより、介護現場で働く職員の安全を確保し、安心して働き続けられる労働環境を築くための一助となること、ひいては人材の確保・定着につながることを目的としたハラスメント対策マニュアルの周知に努めています。

5、 特別養護老人ホームなどの増設と、制度改善をおこなってください。

- (1) 特別養護老人ホームなどを増設してください。

特別養護老人ホームの待機者が多数いること、高齢者人口が増える状況からも、引き

続き特別養護老人ホームや小規模多機能施設等福祉系サービスを増やしてください。

【回答】 特別養護老人ホームは現在町内に1施設12床整備しており毎年度計画の見直しを行っております。

(2) 低所得者でも入所できるよう国に要望してください。

特別養護老人ホームなどの利用に頼らざるを得ない高齢者が、財政的困難を理由として施設利用を断念することのないよう、低所得者でも入所できるような制度運用を国に要望してください。

【回答】 所得が低い方に対しては所得に応じた自己負担の上限（限度額）が設けられており、これを超える利用者負担はありません。超えた分は「特定入所者介護サービス費」として、介護保険から給付されます。また、町では社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度が設けられています。低所得で特に生計が困難である方に介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等がその社会的な役割の一環として利用者負担額を軽減しています。

(3) 要介護1・2の方で入所拒否が起こらないよう、厚労省通知を徹底してください。

平成29年3月29日厚労省老健局高齢者支援課長通知のとおり、要介護1・2の方の特養入所判断において、入所希望者の要望や生活事情等に寄り添い、施設側が独断で拒否しないよう行政の責任で徹底を図ってください。

【回答】 要介護2以下の方でもやむを得ない事情で居宅において日常生活を営むことが困難であると認められる場合には市町村が意見書を提出し特例的な入所の要件と出来るよう県の指針に示されています。

6、 新たな保険者機能強化推進交付金は、利用者本位に対応してください。

(1) 2018年度の保険者機能強化推進交付金の金額と使途を教えてください。

【回答】 2018年度の保険者機能強化推進交付金の金額は1,257,000円、地域支援事業費の中の介護予防・生活支援サービス事業費に充てました。

(2) 2019年度の保険者機能強化推進交付金の見込額と使途を教えてください。

【回答】 2019年度の保険者機能強化推進交付金の見込額は870,000円、地域支援事業費への充当とします。

(3) この交付金は、要介護認定率の変化など加点につながる評価指標がありますが、機械的な対応はしないでください。

【回答】 保険者機能強化交付金は保険者機能を強化するとともに地域の課題を的確に把握したうえで実情に応じた地域包括ケアシステムを構築するため貴重な財源となります。評価指標の設定については介護保険法の規定に基づき、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資する対応をまいります。

7、 介護保険料を引き下げてください。

(1) 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

介護保険料改定のたびにほぼ引き上げられている介護保険料を、一般会計からの繰入

などにより引き下げてください。

【回答】 介護保険サービスを必要とする高齢者数が増加し介護保険給付費も増加しております。必要な介護保険サービスを供給するために、給付費の増加に見合った保険料の増額が必要不可欠です。

(2) 低所得者への独自の保険料軽減を拡充してください。

統計不正問題で明らかなように、労働者、国民の所得が増えていません。低所得者が増大しており、保険料が引き上がる中では、独自の保険料軽減が必要です。非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。

【回答】 町では介護保険利用者負担額支給要綱に基づき、介護保険のサービスを利用している方の経済的な負担を軽減するため、利用者負担額の一部を支給する制度を実施しています。保険料第1段階から第3段階の方、第2号被保険者については町民税非課税世帯の方に利用者負担額の30%を返還しています。毎年100人前後の方が支給されています。

(3) 介護保険料の滞納者への制裁措置は行なわないでください。

所得が増えないなかでの、滞納制裁は滞納の抜本的解決にはなりません。制裁ではなく納付の相談を保険料軽減含め対応してください。

【回答】 公平性を保つため一定期間滞納がある場合、条例に基づきペナルティが発生することはあります。所得の著しい減少などやむを得ない事情がある場合は保険料が免除される制度があります。

(4) 第7期介護保険事業計画の進捗状況を教えてください。

第7期保険事業計画で重視する点と、計画の進捗を教えてください。被保険者数が増加しているなかでも、給付総額が減少している自治体では、どのようなとりくみをおこなっているか教えてください。

【回答】 第7期計画では「自立支援、介護予防、重度化防止」に重点を置いた地域包括システムの深化・推進に努めてまいります。

第7期計画の実績値は第6期計画との対計画比が平成27年度は90.3%、平成28年度は84.9%でほぼ見込みどおりとなっております。また第7期計画における見込額は平成29年度952,827,000円、平成30年度978,281,000円、平成31年度1,095,468,000円、平成32年度1,262,177,000円です。

8、 利用料の減免制度の拡充を行ってください。

「保険あって介護なし」と言われる状況がひろがっています。利用したくても利用料負担が重くのしかかっています。利用しやすい減免制度と低所得の方へのきめ細やかな対応のできる減免制度としてください。

【回答】 住民税非課税世帯への利用料の減免制度については低所得者（介護保険料算定基準第1～第3段階の方）を対象に利用料の3分の1を補助しております。対象者については総合事業実施にあたり対象外となった要支援者及びチェックリスト該当者も対象としたため利用料の減免制度の拡充となっております。また、生活保護基準を目安にした減免基準について該当するものではありません。

第7期介護保険事業計画で盛り込んだ低所得者の保険料は31,800円(年額)です。

9、 高齢者の尊厳を尊重する支援をひろげ、虐待防止策の充実を図ってください。

包括支援センターなど、高齢者虐待の相談件数と深刻な相談への対応を教えてください。虐待防止として有効な方策を教えてください。

【回答】平成30年度は4件の相談があり、虐待として扱ったのはその内3件でした。本人との面会や訪問、関係者からの情報収集により事実を把握し対応しています。高齢者と虐待者が離れる時間を設けるよう、介護保険サービスや町のサービスを利用しています。有効な方策としては、見守りネットワークを活用した地域の見守りと思われます。

3. 障害者の人権とくらしを守る

1、 障害者地域生活支援拠点事業について、安定した予算措置をしてください。

生まれ育った地域で、安心して暮らせるためには、しっかりとした財政的なバックアップアップが必要です。

(1) 進捗状況を教えてください。

【回答】国は地域生活支援拠点事業について、①相談 ②緊急時受け入れ ③体験の機会 ④専門的人材の確保 ⑤地域の制づくり といった5本柱の整備をと考えています。

現在、滑川町では町内の特定相談支援事業所を中心に、面的整備を考え、町内障害者支援施設、地域自立支援協議会を活用し、令和元年10月より体制を進めていこうと動いています。細かい中身については、施行後、順次肉付けをし、体制を整えていくことを考えています。

(2) 民間任せではなく、行政として体制整備、基盤整備の予算化を進めてください。

【回答】相談支援事業所と共に連携しながら、どのような部分に予算が必要か、事業を実施しながら、検討していきます。

(3) 入所の機能を持った施設を拠点とし、地域で安心して暮らせるようにしてください。

【回答】滑川町では多機能拠点ではなく、面的整備型を考えており、町内の相談支援事業所、短期入所施設との連携をとりながら、地域での整備を進めていきます。

(4) 当事者の声を反映する事業としてください。

【回答】現状では、どの部分に当事者の意見を取り入れていくか未定ではあるが、障害者計画等策定時など当事者意見を取り入れながら進めていきたい。

<参考>

障害者地域生活支援拠点事業の地域での取り組みについて(国の方針)

各地域の抱える課題に応じて、居住支援のための機能(相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応・専門性、地域の体制づくり)を地域に整備していく。

必要な居住支援の機能の整備について、協議会等の議論を踏まえ、障害福祉計画に推進する。

平成 29 年度末までに各市町村は各圏域に少なくとも 1 つを整備することを基本とする。

- ① 「多機能拠点」を整備する方法【多機能拠点整備型】
 - GH 併設型
 - 単独型
- ② 面的に機能を整備する方法【面的整備型】
- ③ 障害者支援施設の活用 等

2、 障害者の暮らしの場を保障してください。

障害者・家族の実態を把握して、整備計画をたて、行政として、補助をしていくことが求められています。

- (1) 障害者支援施設だけでなく、グループホームへの入所希望者も把握してください。

【回答】 グループホームの希望は現状把握はしていないので、今後、検討いたします。

- (2) それにともなって、具体的な整備計画をつくってください。

【回答】 町でのホーム建築は考えていないが、町内事業所等にはホームが不足している旨を伝え、町内でのホームを増やすことを進めている。

- (3) 点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【回答】 地域生活支援拠点事業を中心に、障害当事者及びその親の状況を把握し、拠点事業対象者として緊急時対応ができるように体制整備をしていきます。

3、 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

医療の助成は、命をつなげる大切な制度です。受診抑制にならないように充実させることが必要です。

- (1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答】 現状では埼玉県と同様に所得制限、年齢制限を実施していきます。

- (2) 医療費の現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等へ働きかけてください。

【回答】 近隣の市町村及び熊谷市の一部医療機関については、現物給付を実施しています。

- (3) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。

【回答】 現時点では対象を拡大する予定はありません。

4、 障害者生活サポート事業について、未実施自治体では実施を、実施自治体では拡充してください。

利用者にとって、メニューが豊かな制度です。負担や時間制限がネックにならないこ

とが大切です。

- (1) 県単事業の障害者生活サポート事業を未実施市町村は実施してください。

【回答】 実施済みです。

- (2) 実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

【回答】 現状では年間150時間の利用上限を設けておりますが、使い切る方はほとんどいないため、時間の拡大は予定しておりません。

- (3) 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

【回答】 1時間あたり450円の助成を行い負担軽減を実施していますので、引き続き現状維持を考えております。

- (4) 県に対して補助増額や低所得者も利用できるよう要望してください。

【回答】 利用者については、障害者手帳を所持していれば利用できます。

5、福祉タクシー制度などについて拡充してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

- (1) 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

【回答】 所得制限、年齢制限は設けておりませんが、精神障害者については対象外としております。

- (2) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

【回答】 市町村負担軽減及び市町村格差是正のためにも県には補助事業として実施していただけるよう働きかけていきます。

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保育】

1、公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

- ① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1時点)の実態を教えてください。

【回答】 入所保留となった児童総数は64名です。ただし、この中には育児休業を延長するために、入所保留を希望した児童や特定の保育園のみを希望する児童等も含まれているため、国基準の待機児童は16名となっております。

- ② 既存保育所の定員の弾力化(受け入れ児童の増員)を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

【回答】 町内では2園が弾力化を行っています。

定員数 138 名の園において

165 名 (0 歳 6 名 1 歳 20 名 2 歳 27 名 3 歳 36 名 4 歳 24 名 5 歳 52 名)

定員数 90 名の園において

103 名 (0 歳 6 名 1 歳 20 名 2 歳 24 名 3 歳 25 名 4 歳 28 名)

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

- ① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所の増設を基本に整備をすすめてください。

【回答】 待機児童解消のため、平成 30 年・31 年に保育所整備、既存園の定員拡充により、2 年間で 112 名の受入れ枠を確保しております。しかし保育所入所希望者はそれ上回る形で増加しており、現在既存園へ定員拡充できないか検討を依頼しております。

状況を確認しながら、施設整備も検討してまいります。

- ② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

【回答】 障害児保育に関しましては町独自で補助金を支給しております。

県補助金の安心・元気保育サービス費 一人当たり月 4 万円補助のところ、町が 2 万円補助し、月 6 万円を補助。

障害者手帳等を取得していないが手帳取得児童と同程度の障害があり、保育士を加配している児童 町独自で一人当たり月 4 万円を補助。

- ③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】 移行する計画の施設はございません。今後対象施設ができた場合は財政担当部局と相談してまいります。

2、 待機児童をなくすために、保育士の処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。

【回答】 検討してまいります。

3、 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である 0 歳～2 歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。また、「無償化」により 3 歳児以降の給食食材料費（副食費）が保育料から切り離され実費徴収化されます。

- (1) 子育て世帯の負担増にならないよう軽減措置を講じてください。

【回答】 町独自で給食費の補助事業を実施しているため、今後も補助事業の継続を行います。

4、 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければならない、そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。この度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答】 認可外保育施設は認可保育所と同様の基準を定め、年1回立入監査を実施しております。

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援を行なってください。

【回答】 平成30年度より保育園連絡会議を立ち上げ、保育所が抱える問題点を解決できるよう、指導監督に努めています。

また、育児休業中であっても上の子が1歳に達する年の3月末までは入所できるよう定め、すぐに退所を迫ることが無いようにしております。

【学童】

5、 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位40人以下」「児童1人当たり1.65㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】

学童保育については、平成31年4月から町内において適正規模の施設において2ヶ所新規開設しました。

今後も児童の増加が予想されるため、施設の確保を検討してまいります。

6、 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で37市町（63市町村中59%）、「キャリアアップ事業」で23市町（同37%）にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

【回答】

「処遇改善等事業」、「キャリアアップ処遇改善事業」の両事業ともに、平成30年度から町内すべての学童に交付しております。

また、現在の町内学童保育はすべて民営となっておりますので、県単独の補助金についても引き続き申請してまいります。

7、 政府に対して、自らが定めた「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」について、規制緩和を行うことのないように働きかけてください。

【回答】

埼玉県をはじめ関係機関と調整しながら、働きかけてまいります。

【子ども医療費助成】

8、 子ども医療費助成制度の対象を「18歳年度末」まで拡大してください。

本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであると考えます。また、埼玉県も制度を拡充し、当面は中学3年まで助成すべきであると考えています。

- (1) 子ども医療費の無料化を「18歳年度末」まで拡充している場合は、引きつづき継続してください。まだ行なっていない場合は、実施を検討して下さい。

【回答】

18年度末までの子ども医療費無料化は既に実施済みであるため、今後も継続してまいります。

- (2) 国や県への要請を行なってください。

【回答】

国・県に対し、補助拡充の要望を行ってまいります。

5. 住民の最低生活を保障するために

1、 生活保護の「しおり」をカウンター上などに置いて、住民の皆さんが自由に手に取れるようにしてください。

- (1) 「しおり」には、①憲法第25条、生活保護法の法的根拠が記載され憲法上の権利を明確に明記すること、②保障されるのは「健康で文化的な生活」であること、③利用者の義務だけでなく、権利を明記していること、④保護決定は原則14日以内、長くとも30日以内であること、⑤扶養義務は保護の要件でないこと、⑥保護の基準額、加算など具体例で明示すること、などを明記してください。

【回答】上記を概ね網羅した埼玉県発行の「生活保護のしおり」をカウンターやラックに置いてあります。

- (2) 制度が知られていないために誤解や偏見が生じ、生活に困窮した場合でも、生活保護制度に行きつかない、必要な他の法令や施策を利用できない事態も生じています。生活保護制度への正しい理解で、必要な人の制度利用が進められるようにしてください。

【回答】

窓口にご相談に見える方以外に、電話でのご相談や病院のケースワーカー等の相談、民生委員からの相談等にもその都度「生活保護のしおり」を用いて説明を行っております。

2、 生活保護の申請者に対しては、直ちに申請書を交付し、受理してください。申請拒否と疑われることのない対応をしてください。

「家族・親族に相談してから」「求職活動をやってから」「家や車を処分してから」など、水際作戦と疑われる対応がいまだに行われているところがあります。制度の説明後には、直ちに申請の意思を確認し、申請書の交付、受理をしてください。指導、調査等は、申請受理後に行ってください。

【回答】 制度の説明後、申請の意思がある場合には申請書を受理し西部福祉事務所に進達しております。指導、調査等は町では行っておりません。

3、 保護利用者に交付される「生活保護決定・変更通知書」は、誰が見てもわかりやすい書式にしてください。

現在保護利用者に交付されている「保護決定・変更通知書」には支給額のみ印字であり、扶助費の明細、計算方法などが全く分からず、過誤払いや過少払いが多発する原因ともなっています。2019年10月からの保護基準改定により、計算がより複雑になり、現業職員は説明を求められても明確な回答ができない状態です。こうしたことをなくすために、「保護決定・変更通知書」は扶助費の明細、計算方法などを明記しわかりやすい書式に変えてください。

【回答】 決定・変更通知書は町ではなく西部福祉事務所で発行しておりますので、ご要望をお伝えします。

4、 ケースワーカーを増員するとともに、専門職としての研修を充実させ、親切・丁寧な対応ができるようにしてください。

毎年の資産調査や要保護世帯の状況の複雑化によって現業職員の負担が増えています。そのなかで未だに国が示す標準数に達していない福祉事務所が多くあります。また、研修が不十分なために、申請者や保護利用者に適切なアドバイス等が行われなことが往々に見受けられます。制度を習得するとともにケースワーク業務に誇りがもてるようにしていただきたいと考えています。このような事から、ケースワーカーの増員を行なってください。

【回答】 西部福祉事務所へ要望をお伝えします。

5、 埼玉県の法外援護である修学旅行準備金、制服買替費用の支給に漏れがないようにしてください。

法外援護の支給を知らずに、修学旅行の積立ができず修学旅行を断念する事態が起こらないように、対象世帯には文書で「お知らせ」を届け、説明を徹底してください。

【回答】 通知を徹底していただけるよう西部福祉事務所に要望をお伝えします。

6、 自宅にエアコン等のない65歳以上高齢者のみ世帯、障害・傷病世帯、要介護度4以上の方のいる世帯、就学前の子どものいる世帯等の「熱中症弱者」に、エアコン等冷房機器購入費の助成制度を創設するよう、国や県に要請して下さい。

近年地球温暖化によるともいわれる酷暑が列島を覆い、昨年7月には熊谷市で41.1度という、人の生存をも脅かしかねない高温を記録しました。同月に熱中症で救急搬送された人は全国で54,220人、埼玉県内は3,316人と全国4番目の多さですが、死亡した人は12人と全国最多となりました。今後も酷暑が予想される中で、低所得のためにエアコンなどを購入できない、また保有してはいるが電気代が心配で使えないと言った市民・町民の皆さんの命を守るために、助成制度の創設を国や県に要請してください。

【回答】 国・県に要望してまいります。

また、町では冷房がきいており無料の飲料が設置された役場ホール等を町のオアシスとして開放し、熱中症の予防につとめております。

7、 地域の生活困窮者の状況を把握し、積極的な施策を行なってください。

行政の各部署が連携して生活困窮者に対応できるよう、生活困窮者自立支援法を適切に利用して、生活保護が利用できる人を除外する事のないようにしてください。

【回答】 高齢者福祉担当や児童福祉、障害福祉をはじめ庁内の各課と、また病院等とも連携し、適切な支援ができるよう努めます。